



# 環境省報道発表

令和4年10月28日（金）

## 株式会社脱炭素化支援機構支援基準について

1. 環境大臣は、本日令和4年10月28日付けで、株式会社脱炭素化支援機構支援基準について制定しました。

### 【添付資料】

- ・ 別添 支援基準の概要

※ 支援基準本体は以下の URL から御参照ください。

[https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post\\_167.html](https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post_167.html)

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室  
/株式会社脱炭素化支援機構設立準備室

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5521-9109

参 事 官：木野 修宏

参事官補佐：村上 慈

担 当：鎌田 隆聖

## ■ 概要

環境大臣は、本日令和4年10月28日付けで、株式会社脱炭素化支援機構支援基準について制定しましたので、お知らせします。

### 1. 支援基準の概要

環境大臣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の24第1項の規定に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準（当該機構による対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準）を定め、同条第3項の規定に基づき、これを公表しました。支援基準は環境省ホームページに掲載していますので、御参照ください。

環境省では、株式会社脱炭素化支援機構が、脱炭素投資をけん引する役割を果たすことができるよう、引き続き、所要の準備を進めてまいります。

### 2. 参考：これまでの経緯

- |           |   |
|-----------|---|
| 令和4年6月 1日 | 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布  |
| 令和4年7月 1日 | 同法施行  |
| 令和4年7月 5日 | 株式会社脱炭素化支援機構の社長候補者について発表<br>【参考 URL】： <a href="https://www.env.go.jp/press/press_00153.html">https://www.env.go.jp/press/press_00153.html</a>       |
| 令和4年7月 7日 | 株式会社脱炭素化支援機構に関する全国説明会の開催について発表<br>【参考 URL】： <a href="https://www.env.go.jp/press/press_00154.html">https://www.env.go.jp/press/press_00154.html</a> |
| 令和4年8月 9日 | 株式会社脱炭素化支援機構の発起人会の開催について発表<br>【参考 URL】： <a href="https://www.env.go.jp/press/press_00397.html">https://www.env.go.jp/press/press_00397.html</a>     |
| 令和4年9月14日 | 株式会社脱炭素化支援機構の設立の認可について<br>【参考 URL】： <a href="https://www.env.go.jp/press/press_00563.html">https://www.env.go.jp/press/press_00563.html</a>         |

### 【関連ページ】

- 脱炭素化支援機構を設立します | 総合環境政策 | 環境省  
[https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post\\_167.html](https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post_167.html)
- 脱炭素化支援機構の設立準備中です-トピックス- 脱炭素ポータル | 環境省  
[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/topics/20211224-topic-19.html](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-19.html)

以 上

- 支援基準とは、株式会社脱炭素化支援機構が、支援決定（支援対象事業者及び支援内容の決定）に当たって従うべき基準。
- 地球温暖化対策推進法第36条の24に基づき、経済産業大臣と事業所管大臣への協議を経たうえで、環境大臣が告示形式で制定。

## 支援基準の主な内容

### 1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

#### (1) 政策的意義

- ・温室効果ガスの削減効果が高いこと
- ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること

#### (2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
- ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること

#### (3) 収益性の確保

- ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
- ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること

#### (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保

- ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
- ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること

### 2 対象事業活動全般について機構が従うべき事項

#### (1) 運営全般

- ・積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を行うこと
- ・脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること

#### (2) 投資規律の確保

- ・運用の透明性を確保すること

#### (3) 機構の長期収益性の確保

- ・事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること

#### (4) 民間ステークホルダーとの連携

- ・機構の中立性を確保すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること

#### (5) その他

- ・行政機関等の関係者と相互に連携を図り、相乗効果発揮による効率的な支援を行うこと